

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

23 December 2022

### Corporate & Tax Global Update

#### ニュースレター Vol. 77

#### 「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メールにてご連絡ください。](#)



#### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 77 となる本号では、米国の対米外国投資委員会（CFIUS）の執行と罰則に関するガイドライン及び日本の令和5年度税制改正大綱の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

#### 目次

##### 1. 日本

日本：令和5年度税制改正大綱

##### 2. 豪州

オーストラリア：豪州 MA におけるプロセスディードの活用

オーストラリア：オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が認めるテNDERオーファー手続を利用した 20% を超える株式の取得

##### 3. 米州

米国：対米外国投資委員会（CFIUS）の執行と罰則に関するガイドライン

##### 4. 欧州

スイス：会社法上の紛争についての補則の公表

##### 5. ESG/ Sustainability

オーストラリア：クイーンズランド州土地裁判所による気候及び人権への悪影響を理由とする炭鉱開発プロジェクトの不許可勧告

英国：ESG 規制の最新情報 - ESG データ・格付けプロバイダーの行動規範策定を発表

ドイツ：新たなサプライチェーン・デューデリジェンス法の施行

## 「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



## 1. 日本

### 令和5年度税制改正大綱

2022年12月16日、与党から令和5年度税制改正大綱（以下、「税制改正大綱」）が公表され、近日中に閣議決定されることが見込まれる。税制改正大綱では、「マーケット」、「産業」、「人材」への成長投資を強化するとともに、税制に限らない分配政策も適切に組み合わせることにより「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出していくとしている。具体的には、エンジェル税制、ストックオプション税制、オープンイノベーション促進税制の改正などを通じたスタートアップ・エコシステムの抜本的強化、博士号取得者や一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに係る人件費を対象とする類型を設けるといった研究開発税制の改組等の対応が挙げられる。

更に BEPS の議論の進展に伴い新たな国際課税ルールへの対応が求められており、第二の柱の一部である所得合算ルールの法制化が盛り込まれている。第二の柱が導入された後も、第二の柱と併存していく外国子会社合算税制についても対象企業への事務負担が生じること等を踏まえ、今後見直しを行っていくものとされている。

税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

### 国際税務関連

#### 1. 第二の柱の国内法制化（国際最低課税額に対する法人税（仮称））

第二の柱については OECD において、詳細なルールを規定する「実施枠組み」が議論されているところであり、本年度末までには実施枠組みが策定・公表されることが見込まれている。

第二の柱の内、グローバル税源浸食防止ルール（Global anti-Base Erosion Rule、以下、「GloBE」）は、所得合算ルール（Income Inclusion Rule、以下、「IIR」）、軽課税所得ルール（Under Tax Payment Rule、以下、「UTPR」）の二つから構成され、いずれも最終親事業体（Ultimate Parent Entity、以下、「UPE」）の所在地国において追加課税を行うという作りになっている。

IIR の仕組み上、自国に所在する事業体全体の実効税率が 15%未満の場合に、他国において上乗せ課税をされる（つまり本来自国に落ちるはずの税金が、他国において支払われてしまう）ため、国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax、以下、「QDMTT」）制度を導入することも許容されている。

諸外国でもこれら IIR、UTPR、QDMTT の国内法制化が急ピッチで進んでおり、その法制化が遅れることで日本において課税が出来たはずの税額が他国において納付されることになってしまうため<sup>1</sup>、日本でも早期の法制化が喫緊の課題となっている。税制改正大綱では、IIR の法制化（国際最低課税額に対する法人税（仮称））を税制改正大綱において行うことが示されている。基本的には OECD で示されている Pillar Two の Inclusive Framework と沿った内容と考えられる。

IIR は、国別グループ純所得の金額に占める国別調整後対象租税額に占める割合（国別実効税率）が基準税率（15%）に満たない場合において、国別グ

<sup>1</sup> オランダ、英国などでは、既に法案を公表している。例えばオランダに統括会社を有する日系多国籍企業について考えると、日本での IIR の適用がオランダより遅れてしまうとすると、IIR のトップアップ税額が日本ではなく、オランダにおいて課税されることになってしまう。

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



グループ純所得の金額から(i) 当該国の総人件費の5%及び(ii) 有形固定資産の5%（いずれも経過措置で当面は高い割合が適用される）を控除した金額に、基準税率と国別実効税率との差を乗じた金額（国際最低税額）が親会社所在地国での追加税額とするのが基本的な構造である。

国別グループ所得、すなわち構成会社等の個別計算所得等の合計額は、基本的に最終親会社等の連結財務諸表作成の基礎となった各構成会社等の会計上の数値をベースとして、一定の調整を加えた金額とされている。税制改正大綱では、かかる一定の調整として1年以上保有又は一定の持分割合を有する他の会社からの配当が掲げられているが、Inclusive Frameworkに記載されている他の調整項目、例えば一定の保有割合を有する会社の株式譲渡損益や事業譲渡損益等が法令には織り込まれると考えられる。

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の申告及び納付は通常の法人税とは大きく異なり、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされている。但し、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しないとされている。

UTPR、QMDTTの法制化は税制改正大綱では明示されていないが、諸外国の対応を勘案すると、早ければ令和6年度税制改正において行われるものと想定される。

### 2. 国際最低課税額に対する法人税（仮称）に係る情報申告制度

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に対して、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称等の所在地国毎の国別実効税率、当該特定多国籍グループ等のグループ国際最低課税額その他必要な事項等（特定多国籍企業グループ等報告事項）の提出義務を課すこととしている。特定多国籍企業グループ等報告事項は、各対象会計事業年度の終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、e-Taxにより提出することとされている。

### 3. 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制（いわゆるタックス・ヘイブン対策税制）について、主に以下の見直しが行われる。

#### ① 合算対象となる特定外国関係会社（いわゆるペーパー・カンパニー、事実上のキャッシュボックス等）の租税負担割合の見直し

特定外国関係会社については、現行制度では、その事業年度の租税負担割合が30%以上である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除されている。改正により、租税負担割合が27%以上である場合に、会社単位の合算課税の適用が免除されるとされている。

#### ② 申告書への添付書類の見直し

現行制度では添付する必要があるとされる以下の部分対象外国関係会社に関する書類が申告書への添付対象から除外され、その書類の保存を求めるとされた。

- 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社

- 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社

現行制度では添付する必要があるとされる外国関係会社に関する書類（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者（株主等）に関する事項を記載するものに限られる）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係

## ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非こちらからご覧ください。

会社と株主等の関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することが出来るとされた。

### 4. 適用時期

上記の1については、実施枠組みには法令で規定すべき事項が含まれることから、国際的な議論の進捗次第で変更の可能性は残るものと思われる。実施枠組みが遅滞なく公表されることを前提とすると、以下のようなスケジュールとなると想定される。

- IIR：2024年4月1日以後に開始する事業年度から適用開始。
- UTPR：早ければ令和6年度税制改正に盛り込まれ、早ければ2025年4月1日以後に開始する事業年度に適用開始。
- QDMTT：早ければ令和6年度税制改正に盛り込まれ、早ければ2025年4月1日以後に開始する事業年度に適用開始。

上記2の情報申告制度は、内国法人の2024年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）について適用される。

上記の3については、内国法人の2024年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

### 5. 実務的な影響

実効税率15%未満で実体のない外国子会社については、日系多国籍企業は現行のタックスヘイブン対策税制において会社単位の合算課税を受けていると考えられ、タックスヘイブン国・地域にある外国子会社については基本的に国際最低税額制度の影響を受けないと考えられる。もっとも、影響を受けると考えられるのは、進出した外国においてタックスインセンティブを享受している場合であろう。このような外国子会社は実効税率が15%未満であるとしても、経済活動基準を満たしているためタックスヘイブン税制における会社単位の合算課税の適用を受けておらず、国際最低税額制度の影響が大きく、日系多国籍企業の税引後利益を低下させるおそれがある。将来的に、進出先国で享受する投資奨励制度の内容の再検討や、既存のタックスインセンティブの見直しの検討も有用であろう。

### 法人税法関連

法人税法については、オープンイノベーション促進税制の拡充、スピノフ税制、研究開発税制の見直し等の改正内容がみられる。多国籍企業等においては、実務上以下の項目が影響するものと考えられる。

#### 1. オープンイノベーション促進税制<sup>2</sup>の見直し

青色申告書を提出する法人で経営資源活用共同化推進事業者<sup>2</sup>に該当するものが、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合一定の税制優遇が認められている（オープンイノベーション促進税制）。今回の税制改正ではオープンイノベーション促進税制につき主に以下の見直しが行われている。

- ① 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える（この場合の取得価額の上限は200億円とされている）。

<sup>2</sup> オープンイノベーション促進税制についての詳細は国税庁のHP参照  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5575.htm>)

## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマックケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



- ② 払込により取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を50億円（現行：100億円）に引き下げる。
- ③ 既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。

### 2. スピンオフ税制の見直し

法人から事業を切り出す手法の一つとして、適格分割型分割、適格株式分配を用いるスピンオフ税制の活用があるが、いずれも非支配継続要件が求められている（法人税法第2条第12号の11及び第12号の15の3、法人税法施行令第4条の3第9項及び第16項）。つまり、切り出された事業、子会社については、他の者による支配関係が無いことが見込まれることが要件とされているため、段階的にその持分を切り離すという手法を取ろうとすると、税制適格とならないという問題点があった。

経済産業省は被支配継続要件の緩和を求めていたところであったが、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定期間配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、次の要件に該当するものは適格株式分配に該当することとするというごく限定的な改正が行われている。

- ① その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。
- ② その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済み株式の総数の20%未満となること。
- ③ 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- ④ 適格株式分配と同様の被支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。
- ⑤ その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。

### 3. 研究開発税制の見直し

企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しが行われるとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直しが行われるものとされている。

具体的には、①インセンティブ強化に向けた控除率・控除上限のメリハリの強化、②更なるオープンイノベーション促進に向けた研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大、③研究開発投資の質の向上のための試験研究費の範囲の見直し（サービス開発型試験研究費、デザインの変更等の取扱い）が行われている。

- ① インセンティブ強化に向けた控除率・控除上限のメリハリの強化

試験研究費の増減率に応じた税額控除率のカーブを見直すとともに、試験研究費の額が大きい企業を中心に、税額控除上限に到達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減率に応

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
[メール](#)にてご連絡ください。



じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入するとされている。

### ② 更なるオープンイノベーション促進に向けた研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大

現行制度では、経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業等限られたスタートアップとの共同研究・委託研究が研究開発税制の対象となっていたが、オープンイノベーション型の研究開発税制の対象となる「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を拡大するものとしている。具体的には、以下の要件を充足する企業（特別新事業開拓事業者）<sup>3</sup>が対象となる。

- 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち、同法の特定期間活動に資する事業を行う会社であること。

- 設立 15 年未満（10 年以上の場合は営業赤字）であること。

- 売上高研究開発費比率 10%以上であること。

- ベンチャーファンド又は国立研究開発法人から出資を受けていること。

### ③ 研究開発投資の質の向上のための試験研究費の見直し

現行の制度では、ビッグデータや AI 等を活用したサービス開発に係る試験研究費については、新たなサービス開発を目的とし、ビッグデータを新たに収集することが要件とされており、既存のビッグデータを利用する場合は対象外とされている。税制改正大綱では、新たなサービス開発を促すため、既存のビッグデータを活用する場合も研究開発税制の対象とするとしている。

## 4. 株式交付制度の活用の制限

株式交付制度については、会社法の改正を受けて、令和 3 年税制改正税制改正により一定の要件を充足する場合に課税の繰延べが認められた（租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 及び第 66 条の 2）。

ただ、同族会社オーナーの保有する株式を資産保有会社に無税で移転するという行き過ぎた節税への活用も見られたことから、今回の税制改正大綱では株式交付後に株式交付親会社が（非同族の同族会社を除く）同族会社に該当する場合は適用されなくなるとしている。

## 5. 適用時期

上記 1、3 の改正の適用時期については、税制改正大綱に明記されていない。

上記 2 の改正は、2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配について適用されるものとされている。

上記 4 の改正は、2023 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付について適用される。

## その他の改正/今後の検討課題

### 1. 暗号資産の期末評価時価課税に関する見直し

<sup>3</sup> 経産省の税制改正要望では、「未上場の株式会社であること」も要件に加えられているが、税制改正大綱では明示されていない。

## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



法人が事業年度末において有する暗号資産のうち、市場価額があるものについて時価評価により評価損益を計上するものとされているが（法人税法第61条第2項）、暗号資産の発行企業において、自己が発行し保有する暗号資産について時価評価が行われ課税が生じることにより、手元資金が枯渇するという問題があった。

税制改正大綱では、以下の暗号資産については期末の時価評価による評価損益の計上の対象外としている。

- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること
- ② 暗号資産の発行の時から継続して、(i)他の物に移転することが出来ないようにする技術的措置が取られていること、又は(ii)一定の要件を満たす信託の信託財産としていることにより、譲渡制限が行われているものであること

この暗号資産の期末時価評価課税に関する見直しについては、税制改正大綱では改正時期は明示されていない。

### 2. スtockオプション税制の見直し

現行のストックオプション税制では、従業員等に付与されるストックオプションが適格ストックオプションとして扱われる要件が多数定められている。その中に、行使期間が付与時から2年～10年の間であるとする要件がある（租税特別措置法第29条の2第1項第1号）。

今般の改正においては、付与決議の後10年を経過する日までに行使することとしている要件を、一定の株式会社（設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、未上場の会社であることその他の要件を満たすもの）が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の後15年を経過する日までの間に行うこととされ、要件が緩和されている。

このストックオプション税制の見直しについては、税制改正大綱では改正時期は明示されていない。

### 3. 暦年課税における相続開始前贈与の加算期間の延長

ここ数年来、日本では相続税と贈与税が別個の税体系として存在していることから、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築が必要であるとの議論がなされていた。

税制改正大綱では、暦年課税における相続開始前贈与の加算期間を現行の3年から7年に延長することが示されている。2024年1月1日以降に受けた贈与について加算期間の延長が適用されるとされている。

また、格差の固定化につながると批判のある教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についてはそれぞれ延長されるものの、次の適用期限の到来時に引き続き見直しの対象となることが見込まれる。

### 4. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に係る見直し

インボイス制度が2023年10月から適用開始となるが、基準期間における中小事業者等における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者について、インボイス制度の施行から6年間は、1万円未満の課税仕入れについてはインボイスの保存を仕入税額控除のために必須とはしない措置が整備される。

## 「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



その他免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、インボイス制度の施行から3年間は、納付税額を消費税額の2割とすることが出来る激変緩和措置が盛り込まれている。

### 5. 高額な無申告及び連年の無申告に係る無申告加算税の加重

現行制度下では無申告加算税は増差税額が50万円以下の場合には15%、50万円を超える部分については20%の無申告加算税が課されることとなっている（国税通則法第66条第1項、第2項）。しかしながら、これらの無申告加算税では牽制効果が十分ではないという議論があった。特に問題視されていた高額な無申告及び連年の無申告について、無申告加算税が加重されることが見込まれる。

令和5年度税制改正において、増差税額が300万円を超える部分については、無申告加算税が30%に引き上げることが見込まれる。

また、前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について無申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税（以下、「無申告重加算税」）（国税通則法第68条第2項）を課されるものが行う無申告行為に関しては、無申告加算税又は無申告重加算税について10%加重する措置を整備するものとしている。

この無申告加算税の加重の措置は、2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 豪州

### オーストラリア

#### 公開会社のM&Aにおけるプロセスディードの活用

##### はじめに

オーストラリアにおける公開会社のM&Aで、プロセスディードの活用が増えている。今日、友好的な買収提案のうち約10%にプロセスディードが用いられており、案件の規模が大きくなるほどプロセスディードが用いられる割合が高くなっている。

本記事では、プロセスディード（及び最終契約前の独占交渉権の合意）を用いる際の買付者と対象会社のメリットについて説明したうえで、マーケットの傾向について考察する。

### 1. プロセスディードとは

プロセスディードとは、買付者と対象会社との間で締結される合意であって、買付者による対象会社に対する買収提案を進めていく上での当事者の義務を定めるものである。

プロセスディードは、買収に関する最終契約に先立ち締結される。また、プロセスディードは、対象会社の取締役会が、買付者から、賛同できる内容的拘束力のない意向表明を受領し、デューデリジェンスを許可する段階で締結されることが一般的である。

一般的にプロセスディードには、独占的なデューデリジェンスの実施、最終契約に向けた準備と交渉及び独占交渉権に関する条項が含まれる。一般的とまではいけないものの、買付者に対する費用の弁済に関する条項（例えば、



対象会社が当該買付者以外のオファーを受け入れた場合に、対象会社が当該買付者の負担した費用を弁済する条項)が含まれることもある。

プロセスディードの締結は、当該買付者の提案より良い買収提案がないことその他一定の条件を満たすことを前提に当該買付者の提案に賛同する旨の対象会社の取締役会による公式な声明と共に発表されることが多い。また、かかる取締役会の賛同の条件には、満足できる内容で最終契約が締結されること及びその買収提案が公平で対象会社の株主の最善の利益となる旨の独立した専門家の評価が得られることが含まれることが多い。

対象会社の取締役会が、プロセスディードの締結時に当該買付者の買収提案への賛同を表明するにあたっては、買付者の買収提案に対する包括的な評価を行う必要がある。

### 買付者のメリット

プロセスディードを締結することによる買付者のメリットとして以下のものが挙げられる。

- 一定の買付価格で対象会社の取締役会の賛同を確保でき、それ以上買付価格を上げる必要性に迫られないため、買付価格に事実上の上限を設定することができること。
- デューデリジェンス及び投資家や金融機関からの資金調達のための合意に莫大な時間やリソースを消費する前に、対象会社の取締役会の賛同を確保できること。
- 最終契約で合意されることが多い取引保護措置を法的拘束力のない提案の段階で確保できること。また、買付者がデューデリジェンスの結果に満足できない場合には、取引から手を引く選択肢を持つことが出来ること。

### 対象会社のメリット

プロセスディードを締結することによる対象会社のメリットとして以下のものが挙げられる。

- 買付者の買収提案及びプロセスディードの主要な条項は公表されるため、取引の早い段階から、市場への継続的な情報開示義務を果たせること。
- 取締役会による買収提案への賛同の公表により、買付価格に事実上の下限を設定し得ること。
- 買付者が取引への強いコミットメントを示すことで、取引の確実性が高まること。
- 少なくとも短期的には、株価の下落を阻止できること。
- 対象会社がデューデリジェンスの範囲を設定することができること。
- 独占交渉権の付与及び取締役会による賛同と引き換えに、買付者からより高い価格での買収提案を引き出せる可能性があること。

最後に紹介したメリットが実現したと考えられるのが、2022年11月に Brookfield Asset Management が率いるコンソーシアムが、Origin Energy Limited に対し、発行済株式のすべてを取得する旨の提案をした事案である。この事案では、企業価値（エンタープライズバリュー）が18,400,000,000豪ドルと評価された。

## Takeovers Panel の対応

上場企業買収を所管する豪州 Takeover Panel は、AusNet Services Limited 01（2021 年）及び Virtus Health Limited（2022 年）の事案のプロセスディードにおける、取引開始前の独占交渉権の合意について、状況が容認できない旨の宣言及び条項が修正されない限り当該プロセスディードは無効であるとの命令を出した。

両事案における Takeover Panel の判断に鑑みれば、当事者は以下の点に留意すべきである。

- Takeover Panel は、独占交渉権の合意を検討する際に、合意の全体を評価しており、様々な考慮要素の組み合わせに基づき、上記のような状況が容認できない旨の宣言を行う。
- No Talk 条項及び No Due Diligence 条項は、対象会社の取締役会に忠実義務（fiduciary duty）違反の問題が生じるような局面では、他の買収提案の検討を認める旨の適切な例外規定（Fiduciary Out 条項）を付すべきである（即ち、他の買収提案の検討を全く許さない絶対的な独占交渉権（hard exclusivity）は、認められない可能性が高い）。
- 独占交渉権の期間は重要な要素であり、その期間は短い方がよい。AusNet Services Limited 01 の事案では、最低限 8 週間とした独占交渉権の期間について、「マーケットプラクティスの中でも最も長期間である」と判断された。
- 買付者に対して競合する買収提案を知らせなければならないとする条項及び競合する買収提案に合わせて自身の提案を修正する権利（matching right）を買付者に与える条項は、プロセスディードが持つ反競争的効果を高める。上記のような権利は、修正後の提案に法的拘束力を持たせる必要がない場合には、Fiduciary Out 条項の効果を減殺し得るため注意を要する。

## 終わりに

買付者は取引の早い段階において自身の買収提案が明らかにされることを望まないため、最終契約の締結時に取引を公表するという伝統的手法は未だに好まれている。一方、対象会社は、最終契約の締結時に先立って、交渉の状況を明らかにすることを望んでいる。

プロセスディード及び最終契約前の独占交渉権の合意に関するマーケットプラクティスは発展の途上であるが、特に大きい取引では、プロセスディード及び最終契約前の独占交渉権の合意の普及が進む傾向が続くことが予想される。

プロセスディードを用いることを望む当事者は、関連する Takeover Panel のガイダンス、期待される市場への情報開示及び適用される規制に注意を払うべきである。特に対象会社の取締役は、取締役としての義務と市場の期待の両方を満たす柔軟性が必要である。

[最初のページに戻る](#)

## オーストラリア

### オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が認めるテnder オファー手続を利用した 20%を超える株式の取得

#### 概要

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）のテnder オファー（入札）手続は、株式公開買付けに先立ち、20%を超える株式を取得するのに有効な制度である。通常、オーストラリアでは、多くの国と異なり、20%超の株式を取得した後に追加的な公開買付け（follow on bid）を行うことは認められていない。

Minor International Public Company Limited（ペーカーマッケンジーが代理）は、Oaks Hotels & Resorts Limited の株式の公開買付けの実行前に、テnder オファー手続を利用した。買付者は、大株主によって開始されたテnder オファー手続を通じて、20%以上の株式を確保することができた。その後、この株式は株式公開買付けの中で売却された。この手続を通じ、大株主は、より高い価格での売却を実現でき、その他の株主も当該価格で株式を売却するメリットを享受することができた。

オーストラリアで株式公開買付けを行おうとする海外企業にとって、20%を超える株式の取得が禁止されており、追加的な株式公開買付けがその解決策にならないことは、驚くべきことだろう。ASIC のテnder オファー手続は、この制約の例外として認められている。

#### テnder オファーに係る緩和措置

ASIC のテnder オファーに関するポリシーは、「規制ガイド第 102 項：売手株主によるテnder オファー」に規定されている。このポリシーの下、ASIC は、通常 20%を超える持分の取得を禁止している株式公開買付け規制の緩和を行うことができる。

この緩和措置により、買付希望者はテnder オファー手続に応募して落札した場合、買付者が追加的な株式公開買付けを行うことを条件に、20%を超える持分を取得することができる。

#### Minor International による Oaks Hotels & Resorts の入札

2011 年、Minor International は、1 株あたり 35 セントで、Oaks に対する非友好的な株式公開買付けを行うとともに、Oaks の株式の 19.9%を入札前に取得することを発表した。PricewaterhouseCoopers（PwC）は、Oaks の前 CEO に関連する 2 つの団体の管財人として、Oaks の株式の 34.4%を保有していた。Minor International の株式公開買付けの発表後まもなく、PwC はこの 34.4%の株式について関心表明を求めるキャンペーンを行うと発表した。当該株式の売却手続は、規制ガイド第 102 項に記載されているテnder オファー手続に従って行われた。

Minor International はテnder オファー手続に参加し、1 株当たり 52 セントで落札することに成功した。PwC はこの価格での株式公開買付けに応じることに同意した。Minor International は既に Oaks に対して株式公開買付けを行っていたため、ASIC の入札要件に従って、公開買付価格を 1 株当たり 52 セントに引き上げるとともに無条件に買付けを行うことを宣言した。

これにより、Minor International は Oaks の発行済み株式の 90%超を取得し、強制的株式買取り手続（スクイーズアウト）に移行した。

## テンダーオファー手続

ASICは、テンダーオファー手続が独立した対等な関係で行われ、「市場の真の検証」が行われたと判断した場合にのみ緩和措置を認める。これを評価するために、ASICは、入札手続、入札当事者、受領した全ての入札条件に関する詳細が提供されることを期待している。

この要件は、公開買付け手続きという公的なオークションではなく、テンダーオファー手続による私的なオークションによって支配権の変動が事実上決定されることに由来している。テンダーオファー手続の確実性を高めるため、売主は、通常、ASICに対し、早い段階で落札者に対して「緩和措置付与の仮決定」を行うよう申請することになる。

テンダーオファー手続を行うことが決定されると、入札の案内を広く告知する必要がある（これには通常、オーストラリア証券取引所への通知も含まれる）。そして、公開情報又はすべての当事者に平等に提供された非公開情報に基づいて、入札が行われる。落札者は、落札者であることを知らされた後、直ちにASICによる緩和措置を受けるための申請を行う必要がある。

ASICによる緩和措置は、落札者が速やかに対象企業の残りの株式に対して追加的な株式公開買付けを行うことを条件としている。買付条件は、テンダーオファー手続で合意した価格と同等以上の現金対価（又は現金対価を選択肢の一つとする）でなければならない。このようにして、過半数株式の確保のために落札者が支払うコントロール・プレミアムを含め、少数株主が買い付けによる利益を享受する機会を得ることで、少数株主の利益が保護されることになる。

## テンダーオファー手続の利点

テンダーオファー手続には、以下のような利点がある。

- 大株主は、その保有株式の売却に関してマーケットチェックを行うことができる。これにより、大株主に売却を義務付けないかたちで、大株主と買付者に、売却を進める場合の価格の確実性を担保することができる。
- 入札手続において競争的な緊張関係を作り出すことで、大株主は自身の支配的な株式の価値を最大化することができる。
- 特に対象会社が株主の承認を得ることに前向きでない場合において、20%を超える株式の売却に関する株主の承認の取得に関する遅延やリスクを回避することができる。
- 直接的な株式の売却（これにより、大株主は早期の支払いによる利益を得ることができる）、又は株式公開買付け手続における応募（これにより、大株主は将来の買収価格の上昇による利益を得ることができる）という構成をとることが可能であり、柔軟性がある。
- 十分なマーケットチェックが実行されることを条件に、大株主の意向が分からないまま株式公開買付けを実施したくない潜在的な買付者が、大株主と株式の売却に関する合意を締結することが可能となる。これは、オーストラリアにおける通常の公開買付けの実務を逆転させるものである。
- 少数株主は、テンダーオファー手続を開始した大株主が得たのと同じ価格を受け取る無条件の機会を素早く得ることができる。
- 20%超の株式を共同で保有している株主グループが、保有株式を組み合わせ、共同でテンダーオファー手続を実施する場合にもASICの緩和措置が適用されるため、柔軟性がある。

一方で、テnderオファー手続の特徴として、一旦手続を終了し、株式の売却に関する契約を締結した後は、より高い価格の入札を受け入れることができなくなる。すなわち、テnderオファー手続期間中に最高価格を提示しなかった当事者は、その後、テnderオファー手続の中で最高価格を上回る価格を提示する機会を失うことになる。その代わりに、テnderオファー手続は価格の確実性を提供する。落札できなかったテnderオファー手続参加者は、通常の株式公開買付けを行うことにより、テnderオファー手続以外の方法でより高い価格を提示するしかないということになる。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 米州

#### 米国

#### 対米外国投資委員会（CFIUS）の執行と罰則に関するガイドライン

2022年10月20日、米財務省は、初となる対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」）の執行と罰則に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」）を公表した。本ガイドラインは、CFIUSが、CFIUSの法令・規制に対する違反行為を評価し、潜在的な罰則を決定する際に考慮する要素を明らかにするものである。

本ガイドラインは、以下のような違反行為の評価に際し、適用される。

- 取引に関して義務付けられている申告又は届出が適時に提出されなかった場合。
- CFIUSとの軽減措置に関する協定、条件、又は命令に違反した場合。
- 上記申告・届出や軽減措置に関連して、虚偽や不備のある情報を提供した場合。

本ガイドラインは、米財務省の外国資産管理室（以下、「OFAC」）及び米商務省の産業安全保障局（以下、「BIS」）が数年にわたり実施してきた、執行と罰則に関するガイドラインに沿ったものである。CFIUSは、違反行為の評価にあたって、OFAC及びBISのガイドラインに対応する要素として、当事者の政府機関への協力、自発的な情報開示、規制に関する当事者の精通度、違反行為を認識し、又はすべきであった担当者の組織における立場、CFIUSに対する情報の隠蔽が行われたかなども考慮する。

#### 過重要因及び軽減要因

CFIUSが、罰則その他の救済措置を課すかどうかを決定する際に考慮する要因は、具体的には以下のとおりである。

- 責任と将来のコンプライアンス：罰則が将来のコンプライアンスを実際に動機付けるものであり、米国の安全保障に資するかどうか。
- 損害：違反が国家安全保障に及ぼすリスクの度合い。
- 過失、認識、意図：違反を犯した当事者の知識と意図の度合い。これには、上級管理職がその行為を認識していたか、認識すべきであったか、CFIUSから情報を隠蔽しようとしたことがあったかが含まれる。

- 持続性と時期：当事者の違反の頻度と期間、当事者がCFIUSに報告するまでの期間、軽減措置が発効してからの期間（CFIUSとの軽減措置違反の場合）、取引日（申告・届出漏れの場合）。
- 対応と是正措置：当事者が自発的に自ら情報開示を行ったか、又はCFIUSに協力したか、当事者の是正・再発防止に向けた努力があったか。
- 精通度、コンプライアンスにかかる記録：適切なコンプライアンスポリシーと手続の存在を含む、CFIUSや過去のコンプライアンス/コンプライアンス違反に関する当事者の実績と精通度。

加えて、本ガイドラインは、罰則のプロセスの主要なステップについても言及している。

近年、CFIUSのモニタリングに対するリソースの配分が大幅に増加している中で、本ガイドラインの公表は、CFIUSの管轄下にある取引に対する規制に向けた戦略の一環として、効果的なCFIUS関連のコンプライアンス対策を実施することの重要性を浮き彫りにしている。このような対策を取ることは、クロージング前の申告・届出義務やクロージング後の軽減措置に抵触するリスクを最小化するために役立つものと思われる。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 欧州

### スイス

#### 会社法上の紛争についての補則の公表

2023年1月1日、改正スイス債務法（以下、「CO」）が施行される。改正法には、スイスの会社（リミテッドパートナーシップ及び有限責任会社を含む）が、定款に法定仲裁条項を含めることを明示的に認める第697n条が含まれている。

別段の定めがない限り、法定仲裁条項は、すべての会社法上の紛争に適用され、特定の人物が同意したか否かにかかわらず、会社自体、会社の統治機関、そのメンバー及び会社の株主に対して拘束力を有する。

このような法定仲裁条項に基づく仲裁は、法律により、スイスで行われなければならない。また、スイス民事訴訟法第3部に含まれる国内仲裁に関する規定の対象となる。定款は、直接的に又は仲裁規則を参照することにより、仲裁手続の詳細を規定することができる。しかし、いずれの場合も、定款は、仲裁判断の法的効果により直接的に影響を受ける可能性のあるすべての者の参加について、一定の最低基準を確保しなければならない。

この新しい規定に照らし、スイス仲裁センターは、「会社法上の紛争についてのスイスの補則」（以下、「スイス補則」）を公表した。これは、新しいCO第697n条に規定される会社法上の紛争に関連する仲裁手続の管理及び実施を目的として、スイス国際仲裁規則（以下、「スイス規則」）を補足するものである。

スイス補則は、会社法上の紛争に関連するすべての仲裁手続に適用され、企業の定款に含まれ、スイス規則を参照する法定仲裁条項に従い、2023年1月1日以降に施行される。スイス補則が具体的に規定していない限り、スイス規則の規定が適用される。

## 主な事項

### 1. モデル法定仲裁条項

スイス補則は、有効な法定仲裁条項に必要とされる推奨内容（いわゆる法定仲裁条項の *essentialia negotii*（法律行為の要素））と任意の内容の両方を含むモデル法定仲裁条項を提案している。このような提案内容の適否は、当然、各企業の状況によるため、法定仲裁条項の導入を希望する企業は、その意図する内容を慎重に検討し、必要に応じて法的助言を求めることが推奨される。

### 2. 影響を受ける者

一般的な商事紛争とは異なり、会社法上の紛争、特に会社の存続若しくは解散、又は、その統治機関の決議の有効性若しくは適法性に関する紛争は、様々な当事者を含み、その他の人にも影響を及ぼす可能性があるため、その性質上、案件の手続管理に特有の課題をもたらす。スイス補則は、こうした特殊性を考慮し、会社法上の紛争が効率的かつ効果的に解決されるように一連の追加規則を導入している。

スイス補則は、当事者以外の者（以下、「影響を受ける者」）に対する直接的な法的効果を有する仲裁判断につながり得る会社法上の紛争に適用される新たな法的要件も導入している。これらの規定には、仲裁の開始及び終了に関する影響を受ける者への適時の通知についての規定、並びに、当該影響を受ける者による仲裁廷の任命に関するコメントの提出及び仲裁手続への当事者以外の立場での参加を可能とする規定が含まれている。

### 3. 暫定的及び緊急的救済

最後に、スイス補則は、仲裁廷の見解において、請求された救済を与えるうえでより効率的又は効果的である可能性のある請求が並行して司法当局に係属している場合、仲裁廷がそのような請求に対する決定を延期し又は提示を控えることができることを明示することにより、暫定的及び緊急的救済の請求への対処に際しての仲裁廷の裁量を広げている。

[最初のページに戻る](#)

## 5. ESG/ Sustainability

### オーストラリア

#### クイーンズランド州土地裁判所による気候及び人権への悪影響を理由とする炭鉱開発プロジェクトの不許可勧告

クイーンズランド州土地裁判所（以下、「土地裁判所」）は、2022年11月25日、Waratah Coal Pty Ltd（以下、「W社」）によるクイーンズランド州ガリリー盆地における炭鉱の開発・運営（以下、「本プロジェクト」）のために必要な租鉱・環境許可を出さないよう当局に対して勧告する旨の決定をした。

土地裁判所は、上記決定において、次のような重要な判断を示した。

- 土地裁判所は、本プロジェクトにより生じうる環境への悪影響及び本プロジェクトの公共の利益への適合性の判断において、本プロジェクトから東南アジア地域へと輸出される石炭の使用により生じうる温室効果ガス（スコープ3の温室効果ガス）の排出を考慮できること。
- 温室効果ガスの排出と気候変動との関係性については、科学的に十分な確実性が認められること。

- 本プロジェクトにおいて想定される石炭の産出量は、パリ協定上の温室効果ガスの削減目標を達成する上で許容される産出量に大きな影響を有すること。
- 本プロジェクトにより、①自然保護区の所有者の財産権、プライバシー権及び居住権や、②複数の人々の生存権、先住民族の文化的権利、子供の権利、財産権、居住権及び平等権などに対する制約が生じ得、当該制約を正当化すべき公共の利益は認められないこと。
- 本プロジェクトを通じて産出される石炭を使用することで環境へ好影響がもたらされるとのW社の主張は、市場において当該石炭により代替される石炭は同種の温室効果ガスを排出する他の高品質な石炭であるため、容れられないこと。

上記決定は、土地裁判所が炭鉱の開発プロジェクトの影響評価に際して人権、気候変動及びスコープ3の温室効果ガスを考慮したという点において先例的価値の高いものであり、今後の同種の開発案件に対して広範な影響を与える可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### ESG 規制の最新情報 - ESG データ・格付けプロバイダーの行動規範策定を発表

#### 概要

2022年11月22日、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」）は、環境・社会・ガバナンス（ESG）データ・格付けプロバイダーのための行動規範（Code of Conduct、以下「本コード」）を策定するための新たな ESG データ・格付けワーキンググループを結成することを発表した。FCA は、効果的で信頼性と透明性のある市場を育成するために、世界的に一貫性のある自主的な行動規範を策定することを目指している。

#### 行為規範策定の背景

本コードの策定は、FCA が 2022 年 6 月に発表したフィードバック・ステートメント（Feedback Statement on ESG integration in UK capital markets、FS22/4）に端を発するものである。このフィードバック・ステートメントは、標準的な上場企業による気候関連開示に関するディスカッション（CP21/18）に寄せられたフィードバックを FCA がまとめたものである。FCA は、フィードバック・ステートメント（FS22/4）の中で、ESG 格付及び格付類似商品のプロバイダーが示した結論の違いは、プロバイダーが以下の条件を満たす限り、市場に対する本質的な害悪にはならなと指摘している。

- 方法論、情報、データのインプットについて透明性があること。
- 体系的なプロセス、健全なシステム及び統制を適用することにより、そのアウトプットを決定すること。
- 利益相反を特定し、管理し、開示すること。
- 強固なガバナンス基準で運営されていること。

FCA は、上記条件の一部が十分に満たされていない結果、市場に損害を与えるリスクがあることを懸念している。また、企業が ESG データや格付け商品



を投資プロセスに組み込む頻度が高くなるほど、資本配分の決定に影響を与える可能性が高くなるため、当該リスクはさらに高まることが懸念される。

このような懸念を考慮し、現在、英国政府は ESG データ・格付けプロバイダーを FCA の規制範囲に入れるかどうかを検討しているが、そのために必要な立法措置の採択には時間を要するという問題がある。そのため、FCA は、本コードを、新たな法制度が施行される前の暫定的な自主的措置として位置付け、業界主導のワーキンググループを招集し、ESG データ及び格付けプロバイダーの自主的な行動規範を策定することを決定した。

## 行為規範の内容

本コードの内容については、まだ限られた情報しか公表されていないが、FCA は、本コードを「包括的で、適切かつ野心的なベストプラクティスのセット」と位置づけ、(i) 透明性、(ii) 優れたガバナンス、(iii) 強固なシステムと統制、及び (iv) 利益相反の健全な管理という 4 つの主要な成果を中心に構成される必要があると述べている。

## 国際的・EU 的視点

前述の通り、FAC がワーキンググループを結成した目的は、世界的に一貫性を有する行為規範を策定することにある。そのため、FCA は、本コード策定にあたり、ESG データ・格付けプロバイダーに関する IOSCO の国際的な勧告のみならず、日本や EU 等における行動規範策定の動向も考慮することを強調している。例えば、2022 年 6 月には、ESG データプロバイダーに対する規制を強化するために、欧州証券市場監督局 (ESMA) が「ESG 格付け及びデータプロバイダーの市場特性に関する証拠収集」の結果を発表しているが、FCA はこのような行為規範の枠組みや規制動向を EU を中心により注視していくことが想定される。

## 商業的な検討と行為規範策定の流れ

外部の ESG データプロバイダーに依存する企業が増えていることから、FCA が提案した本コードは多くの企業にとって受け入れられることが予想される。ESMA は、ESG 格付けを利用する企業の大多数は、異なる種類の ESG 評価を受けるために、通常、複数の ESG 格付けプロバイダーと同時に契約していることを強調している。データのインプット方法や ESG 基準の重視の度合いにより、個々の ESG データ・格付けプロバイダーが異なる ESG 評価に達する可能性があるという市場の懸念を考えると、ESG 格付けの設定方法の透明性確保は特に重要となる。

本コードが公表された際には、企業は、どのプロバイダーが本コードに署名しているか、又は、公的に若しくは契約ベースで本コードに準拠することに同意しているかを確認する必要がある。

他方で、ESG データ・格付けプロバイダーにとっての本コードは、ハードロー導入前における、透明性の高い環境で業務を行うためのソフトローの導入となる。また、評価の基礎となるデータの品質が低い場合や入手が困難な場合に、ESG 評価を検討する際の課題について、同プロバイダーが FCA と対話する機会につながることを期待される。

なお、本コード策定のためのワーキンググループは、M&G、Moody's、ロンドン証券取引所グループ (LSEG)、及び Slaughter and May が共同議長を務め、投資家、ESG データ・格付けプロバイダー、格付け事業者を含むステークホルダーで構成される。同グループは、本年末に初会合を開催する予定であり、初会合から約半年以内に本コードの草案を公表し、協議を開始することを目指している。

[最初のページに戻る](#)

## ドイツ

### 新たなサプライチェーン・デューデリジェンス法の施行

英国現代奴隷法、フランス企業注意義務法の導入に続き、ドイツではサプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（以下、「本法律」）が制定された。本法律は、自社の事業範囲だけでなく、直接及び間接的なサプライヤーに関しても広範な義務を定めている。本法律が2023年に施行されるにあたり、企業は準備を進める必要がある。

#### 本法律の概要

本法律は、2023年1月1日から施行される。ドイツに本店、主たる事務所、管理本部又は支店を有する会社（会社形態を問わない）に適用される。施行当初は、3,000人以上の従業員を雇用する会社に限定して適用されるが、2024年1月1日以降は1,000人以上の従業員を雇用する会社に適用範囲が拡大される。連邦統計局の商業登録によれば、ドイツでは約3,000社がこの基準に該当する。もっとも、例えば関係会社グループの場合など、従業員数の決定が困難な場合もあるだろう。さらに、本法律の適用を受ける企業が、自社のサプライチェーン内の他の企業に義務を転嫁する可能性も高く、本法律の適用範囲外の企業にも間接的な影響を及ぼす可能性（いわゆる「trickle down 効果」）もある。

本法律は、人権及び環境に関するリスク及び違反行為に関するデューデリジェンスの義務を定めている。また、企業に対し、サプライチェーンにおける人権及び環境デューデリジェンスの実施を適切な方法で監視する義務も定めている。

重要な点は、自社の事業範囲のみならず、直接のサプライヤーとの関係においても、また、特に、違反行為の兆候がある場合には間接のサプライヤーとの関係においても対応策を実施することを義務付けていることである。つまり、本法律は、自社の事業範囲から直接又は間接のサプライヤーまで、企業の責任範囲を拡大している。あくまでも努力義務であり、人権や環境に関する違反行為すべてが本法律の義務違反となるわけではないものの、企業は、サプライチェーンにおける人権侵害を防止するために可能な措置を講じたことを示す必要がある。

#### なぜ今対応が必要なのか

違反した場合、多額の罰金が課され、公共調達契約から排除される可能性がある。また、レピュテーションリスクも同様に重大である。人権侵害が公になると、企業のイメージに甚大な損害を与え、その結果、財務上の損失につながりうる。

#### 企業は今何をすべきか

本法律上の義務の履行とその準備は、多くの企業にとって課題である。複雑な対応措置を業務プロセスに統合しなければならない。まず、サプライチェーン、サプライヤーとの契約、必要な変更及びコンプライアンス管理体制などの現状を把握することが重要である。戦略的アプローチをとり、本法律に基づく措置の実行を全体的な企業戦略と整合させることを推奨する。購買部門をはじめ、コンプライアンス部門、経営陣に至るまで、全社をあげて、トップからの発信を浸透させることが重要である。その中核となるのが、効果的なコンプライアンス経営である。本法律は、従業員の定期的な訓練及び管理も必要とする。また、既存の契約の修正も必要となる。

## まとめ

本法律が制定されたとき、政府は 2,000 社以上の企業が要件を満たしていないと仮定した。このことは、多くの企業において、まだ対応が必要であることを示している。管轄当局である連邦経済輸出管理局自体も、本法律の監視と執行に責任を負う新たな部署を設立する過程にある。政府からのガイダンスはほとんどなく、また、行政当局及び裁判所の慣行も現時点では存在しない。

もっとも、サプライチェーンに関する企業の義務は、今後も拡大することが示唆されている。現在協議中である企業のデューデリジェンスに関する EU 指令案は、今後数年の間に本法律に基づく義務の拡大につながる可能性が高い。

## 編集後記



コーポレート記事担当の高田です。  
弊所はお蔭様で今年 50 周年を迎えることができました。ビジネスを取り巻く環境は引き続き今年も大きく変化し、サプライチェーンの見直しや事業ポートフォリオの再構築などを通じた環境変化への対応の動きが日本企業の皆様で広がりました。2023 年も様々な形の事業開発、M&A への取組に役立つ情報を提供して参ります。



コーポレート記事担当の遠藤です。  
2022 年は新たな取組としてサステナビリティにフォーカスした記事を取り上げました。来年も新たな一歩を踏み出したいと思っています。



コロナ禍もあいまって 2021 年に引き続き 2022 年も芝刈りの回数が飛躍的に増加した税務記事担当の岡です。  
国際税務の分野では、国際最低税額制度が令和 5 年度の税制改正法案に織り込まれることが事実上決定しました(適用令和 6 年度)。日系多国籍企業には M&A 取引含めて大きな影響があると考えられるので、タイムリーな発信をする所存です。



税務記事担当の大島です。  
新型コロナが世間を騒がし始めたころに誕生した次男も 3 歳になり、月日の流れの速さを肌で感じる今日この頃です。2023 年は、長年に渡って議論が続けられてきた BEPS2.0 の導入がいよいよ眼前に迫り、国際税務を取り巻く環境はこれまでにない大きな変化を迎えることが予想されます。多国籍企業の世界での競争環境は厳しさを増すばかりですが、読者の皆様の少しでもお役に立てるよう研究を続け、毎月の情報発信に努めていきたいと思えます。  
読者の皆様にとって 2023 年が良い年となりますよう心からお祈り申し上げます。



税務記事担当の川崎です。  
リモートワーク主体の生活が続いていますが、(感染対策に気を配りながら)旅先で美味しいものを楽しむ日々が戻りつつあります。今年一番記憶に残っているのは、新幹線の駅からタクシーで 25 分ぐらいかかる山形県のジンギスカンの店でした。来年こそ残り 2 県となった青森県、宮崎県を回って、全都道府県踏破を達成したいところです。  
2023 年も読者の皆様にとってより良い年になりますようお祈り申し上げます。



ESG 記事担当の松丸です。  
毎月、世界各国の ESG 関連トピックの中 G 関連トピックの中から掲載記事を選定する中で、ESG 関連の法制度化が進んでいることを実感しております。皆様の ESG 関連の取組の一助となれるよう、来年も世界各国の動向をお届けしてまいります。



ESG 担当の鈴木です。  
体重 10%減の削減目標を掲げて 1 年弱パーソナルトレーニングに通いましたが、美味しいプロテインの飲みすぎか、体重 1%増で今年を終えることになりそうです。サステナブルボディーへの道は遠そうです。  
サステナビリティ・ESG 経営の要請がますます強まる中、法務アドバイザーとしてどのように皆様の取組を支援できるのか、手探りで進んできた 1 年でした。  
来年も、皆様のサステナビリティ・ESG 対応にとって参考となるような情報を幅広く発信してまいりたいと思います。  
皆様、どうぞ良い 2023 年をお迎えください。



本年から ESG 記事を担当させていただきました山崎です。  
来年も引き続き各国の ESG 関連の最新ニュースをお届けできればと存じます。2023 年は世界がさらにサステナブルな社会になりますように。

[最初のページに戻る](#)